

兵庫県高齢者居住安定確保計画【概要】

計画の位置付け

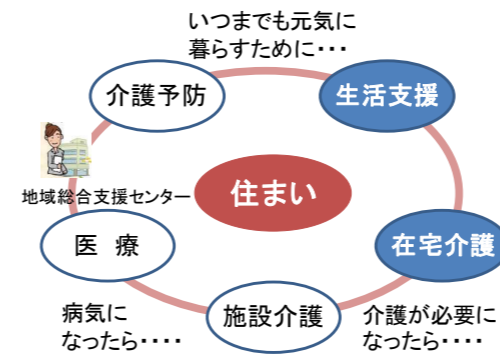
- ①高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条第1項に基づき都道府県が定める高齢者の居住の安定の確保に関する計画、市町は本計画に基づき市町計画を策定
- ②地域包括ケアシステムにより、高齢者が安心して自宅で暮らせるよう、「兵庫県住生活基本計画」における高齢者の住まいに係る施策と、「兵庫県老人福祉計画」における在宅福祉サービスに係る施策を連携して推進するための計画

【計画期間】

平成 28 から 37 年度までの 10 年間(中間期に見直し)

【地域包括ケアシステムのイメージ】

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送れるよう、必要とする医療、介護、予防、住まい、生活支援が日常生活圏域を単位として総合的に提供される体制を目指すもの



「住まい」「生活支援」「在宅介護」を連携して推進

兵庫県高齢者居住安定確保計画

住まい	「兵庫県住生活基本計画」の 高齢者の住まいに係る施策
生活支援 在宅介護	「兵庫県老人福祉計画」の 在宅福祉サービスに係る施策

高齢者の住まいを取り巻く現状と課題

<高齢者・世帯・住宅の状況>

	(H27)	(H37)
・高齢者は今後増加	150 万人	→ 160 万人
・特に後期高齢者が増加	70 万人	→ 97 万人
・要支援・要介護認定者が増加	28 万人	→ 39 万人
・介護や支援が必要な認知症高齢者が増加	15 万人	→ 20 万人
・高齢単身・夫婦世帯は今後増加	59 万世帯	→ 64 万世帯
・特に単身世帯が増加	29 万世帯	→ 34 万世帯
・高齢単身・夫婦世帯の持家率は高い	(H25) 73.6%	

- 高齢者に快適に住むための住宅への期待の増大
 - 住宅のバリアフリー化や安否確認機能の確保
 - 在宅介護や認知症介護、ターミナルケアにも配慮した住宅性能の確保
- サ高住の増加と質のばらつき
 - 広さや設備など望ましい質の確保
 - 地域の需要を考慮した適正な立地とサービス機能の提供
- 高齢者が住まいを自ら選択するための情報等の不足
 - 住み替えに関する情報や相談先の不足の解消
 - 資金の確保など住み替えへの障害の排除
- 自宅で住み続けるために必要なサービス等への期待の増大
 - 家族以外の定期的な見守りサービス等を受けられ、緊急時の対応が可能な環境の確保
 - 見守りサービス等の担い手となる元気高齢者の社会参加
 - 高齢者同士での居住や子世帯との近居ニースへの対応
 - 在宅で生活支援サービスや医療・介護サービスを受けられる環境の確保

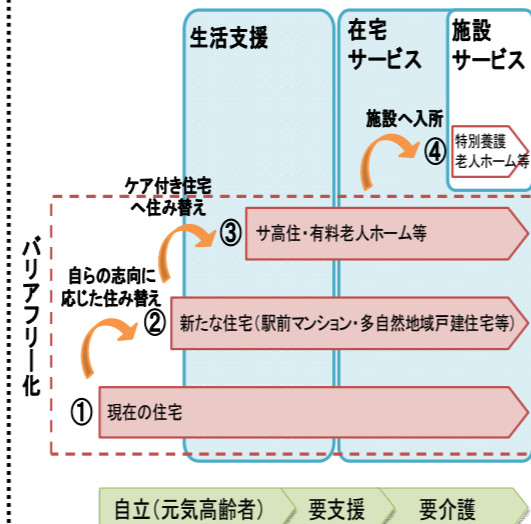
目標

高齢者が安心して自分らしく暮らせる居住環境の実現

高齢者がライフスタイルやライフステージに応じて住まいやサービスを自ら選択

<高齢者の住まいやサービスの選択イメージ>

- ①現在の住み慣れた住宅で住み続ける
(必要に応じ医療・介護サービスを利用)
- ②都心居住や田舎暮らしなど、自らの志向に応じて住み替える
(必要に応じ医療・介護サービスを利用)
- ③高齢期の日常生活への不安に備え、ケア付きの住宅に住み替える
- ④在宅サービスを利用してもなお在宅での生活が困難な場合には、施設へ入所



重点的に取り組む施策

1 高齢者に適した住宅ストックの形成

- (1) 高齢者に配慮した住宅性能の確保
 - ・住宅のバリアフリー化を進めるための条例による規制誘導及び改修への支援
 - ・公営住宅のバリアフリー化、緊急通報等の設置、指定管理者やLSAによる見守りの確保
 - ・身体・認知機能等の状況に配慮した高齢者向け住宅のガイドラインの策定
- (2) 良質なサ高住や有料老人ホームの供給促進
 - ・一定の住戸面積や設備を備えた望ましい居住水準のサ高住の供給への支援や公的賃貸住宅ストックを活用したモデル供給
 - ・特養並みの介護サービスを提供する特定施設入居者生活介護の指定に必要なサ高住の整備への支援
 - ・まちなか等への立地誘導や地域に必要な医療・介護サービス施設の併設への支援
 - ・適正な人員配置等によるサービスの質の確保

2 高齢者のライフスタイルに合わせた住み替えへの支援

- (1) 住み替えを容易にする情報提供や相談体制の整備
 - ・高齢者向け住宅(サ高住、あんしん賃貸住宅、公的賃貸住宅等)情報の一元的な発信及び関連情報(医療・介護サービス、まちなかや多自然居住等)の提供
 - ・居住支援協議会による家賃債務保証や安否確認サービス等の紹介やあっせん
 - ・地域総合支援センター等を通じた高齢者の住み替えに係る相談機能の強化
- (2) 既存住宅の売却や賃貸の促進
 - ・建物状況調査(インスペクション)や瑕疵保険の普及、安心して購入できる既存住宅の認定
 - ・自宅を賃貸する際の改修や若年・子育て世帯の取得等への支援

3 高齢者居宅生活支援サービスの充実

- (1) 高齢者を地域で支える仕組みづくり
 - ・生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加を促す生活支援コーディネーターの養成
 - ・ガス、電気、新聞等事業者と県、社会福祉協議会等による地域見守りネットワークの構築
 - ・特別養護老人ホーム等による地域の高齢者の見守りの実施
 - ・地域の高齢者団体等による見守りや生活支援サービスの普及
 - ・高齢者が互いに見守る居住形態や子世帯との近居・隣居の促進
- (2) 在宅サービスの充実強化
 - ・定期巡回・随時対応サービスの普及促進
 - ・小規模多機能型居宅介護事業所等の開設への支援
 - ・公的賃貸住宅における医療・介護サービス施設等の併設

成果指標 【設定の考え方】

- ・高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率
46.2% (H25) → 80% (H37)
※2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消
〔バリアフリー化戸数を現状の43万戸から倍増〕
- ・高齢者人口に対する高齢者向け住宅(サ高住、有料老人ホーム等)の割合
2.6% (H27) → 3.6% (H37)
〔現状3.8万戸を自宅での生活が困難な高齢者のみ世帯数5.7万戸まで増加〕
- ・あんしん賃貸住宅の登録戸数
2,331 戸 (H27) → 5,000 戸 (H37)
※高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅
〔あんしん賃貸住宅への入居を希望する世帯数まで増加〕
- ・住宅流通量に占める既存住宅の割合
22% (H25) → 30% (H37)
〔流通戸数を現状1万戸/年から1.5万戸/年まで増加〕
- ・定期巡回・随時対応サービス事業所数
29 か所 (H27) → 180 か所 (H37)
〔介護サービス利用見込み量まで増加〕
- ・小規模多機能型居宅介護事業所数(看護小規模多機能型居宅介護を含む)
230 か所 (H27) → 346 か所 (H37)
〔各中学校区に1箇所まで増加〕